京都市老人保養センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 平成26年2月20日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第149号

京都市老人保養センター条例施行規則の一部を改正する規則京都市老人保養センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「利用」を「利用許可」に改め、同条中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第3条から第5条までを削る。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「次に掲げる事項を記載した申請書を市長」を「減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者」に改め、同条各号を削り、同条を第3条とする。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記様式とする。 第2号様式及び第3号様式を削る。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)